

日本体育大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱基準

平成29年4月1日

学長制定

(目的)

第1 日本体育大学（以下「本学」という。）における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2 この基準において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3 学長及び事務局長（以下、調達責任者等という）は、本学と購入等契約を行おうとするもの（以下、業者という）が、別表に掲げる措置要件の一に該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの基準の定めるところにより期間を定め、当該業者との購入等契約に係る取引停止を行うものとする。

2 学長は、国等の機関から取引停止等の措置に係る通知を受けた場合は、当該事案を別表各号の措置要件に基づき取引停止を行うものとする。

3 学長は、別表各号の措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとの規定する期間の長期を経過した後知り得たときは、取引停止措置は講じないものとする。ただし、当該事案が極めて悪質で、取引停止措置を講じる必要があると認めるときはこの限りでない。

(取引停止に係る特例)

第4 業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3か年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 学長は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

4 学長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができないう等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第5 学長は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第6 学長は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りではないものとする。

(取引停止の通知)

第7 学長は、取引停止の措置を講じたときは、経理責任者等に対し通知するものとする。

(警告又は注意の喚起)

第8 学長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(改廃)

第9 この基準の改廃は、学長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年5月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表（第3・第4関係）

取引停止の措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1. 本学発注の購入等契約（以下「本学発注契約」という。）において、本学に提出した資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として、不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約履行)</p> <p>2. 本学発注契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたとして認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3. 前号に掲げる場合のほか、本学発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 履行管理等が不良で再三指摘しても改善しないとき</p> <p>ア 公害及び危険防止対策が不良のとき イ その他本学職員又は検査職員の指示に従わないとき</p> <p>(2) 履行期限を遅延したとき</p> <p>ア 60日以上 イ 30日以上60日未満 ウ 30日未満</p> <p>(3) 前各号に掲げる以外の場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月 1か月 3か月 2か月 1か月 1か月以上3か月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>4. 本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を出し、又は火災等により重大な損害を与えたとき (2) 負傷者を出し、又は(1)に至らない損害を与えたとき</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内</p>
<p>(履行関係者事故)</p> <p>5. 本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を出したとき (2) 重傷者を出したとき</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月 1か月</p>

<p>(贈賄)</p> <p>6. 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が本学の役員及び職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>(2) 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、(1)に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 業者の使用人で(2)に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>7. 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が本学以外の公共機関（贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>8. 本学発注契約において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>9. 公共機関発注の購入等契約（以下「公共機関発注契約」という。）に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上9か月以内</p>
<p>(談合等)</p> <p>10. 業者である個人、業者の役員又はその使用人が本学発注契約における談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>11. 業者である個人、業者の役員又はその使用人が公共機関発注契約における談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2か月以上12か月以内</p>

<p>(補助金の不正受給を目的とした不正行為)</p> <p>1 2. 業者が、補助金等の不正受給を目的とした不正行為により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）第29条若しくは第30条又は詐欺罪の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>1 3. 本学に対し架空請求又は納品の事実を偽るなどの不正行為を行ったとき。</p> <p>1 4. 公共機関に対し架空請求又は納品の事実を偽るなどの不正行為を行ったとき。</p> <p>1 5. 前各号に掲げる場合のほか、業務（個人の私生活上の行為以外の業者の業務全般）に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は公訴を提起されたとき</p> <p>ア 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者（以下「入札参加資格者等」という。）が該当するとき</p> <p>イ その他の使用人が該当するとき</p> <p>(2) 入札参加資格者等が脱税行為により逮捕、書類送検又は公訴を提起されたとき</p> <p>(3) 入札参加資格者等が業務関連法令に重大な違反をしたとき</p> <p>(4) 本学の入札参加に際し、担当職員の指示に従わなかったとき</p> <p>(5) 本学の入札参加に際し、落札後、入札参加資格者の責めにより契約を辞退し、信頼関係が損なわれたとき（落札決定留保中の辞退も含む。）</p>	<p>当該認定をした日から3か月以上24か月以内</p> <p>当該認定をした日から24か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>3か月以上6か月以内</p> <p>3か月</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>1か月</p> <p>3か月以上6か月以内</p>
<p>(その他)</p> <p>1 6. 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>1 7. 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>学長が認定する期間</p>